

特定販売の有無	
特定販売を行う際の通信手段	
特定販売を行う医薬品の区分	イ 第一類医薬品      ロ 指定第二類医薬品 ハ 第二類医薬品      ニ 第三類医薬品 ホ 薬局製造販売医薬品
特定販売を行う時間	
特定販売のみを行う時間	
特定販売の広告が正式名称と異なる場合はその名称	
ホームページアドレス	
主たるホームページの構成概要 (インターネット広告を行う場合) ※	
特定販売のみを行う時間がある場合は、適切な監督が行える設備	

※主たるホームページの構成概要（インターネット広告を行う場合）：

- 1 複数のホームページで広告をする場合、その全てを記載してください。
- 2 ホームページを閲覧するために必要なパスワード等がある場合は、当該パスワードを記載してください。
- 3 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。